

流域治水に関する話題提供

国土交通省 中部地方整備局

令和3年8月

特定都市河川浸水被害対策法の一部を改正する法律(流域治水関連法)

● 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案

<予算関連法律案>

背景・必要性

- 近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化
- 気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算(20世紀末比)
- 降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「**流域治水関連法案**」を整備する必要

法案の概要

1. 流域治水の計画・体制の強化 [特定都市河川法]

◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- 一 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件により困難な河川を対象に追加**(全国の河川に拡大)

◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- 一 国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂に会し**、官民による**雨水貯留浸透対策の強化**、**浸水エリアの土地利用**等を協議
- 一 協議結果を**流域水害対策計画**に位置付け、確実に実施



流域治水のイメージ

2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 [河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法]

◆ 河川・下水道における対策の強化 ◎ 堤防整備等の**ハード対策を更に推進**(予算)

- 一 **利水ダムの事前放流の拡大**を図る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)の創設(※予算・税制)
- 一 **下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速
- 一 下水道の**樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止

◆ 流域における**雨水貯留対策の強化**

- 一 **貯留機能保全区域**を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
- 一 **都市部の緑地を保全**し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
- 一 **認定制度、補助、税制特例**により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援(※予算関連・税制)

3. 被害対象を減少させるための対策 [特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法]

◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

- 一 **浸水被害防止区域**を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
- 一 **防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充**等により、危険エリアからの移転を促進(※予算関連)
- 一 **災害時の避難先となる拠点の整備**や**地区単位の浸水対策**により、市街地の安全性を強化(※予算関連)

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 [水防法、土砂災害防止法、河川法]

- 一 洪水等に対応した**ハザードマップ**の作成を**中小河川等**まで拡大し、リスク情報空白域を解消
- 一 要配慮者利用施設に係る**避難計画・訓練**に対する**市町村の助言・勧告**によって、避難の実効性確保
- 一 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した**土砂の撤去**、**準用河川**を追加

令和3年4月28日 成立 附帯決議(14項目)

住民参画に関する附帯決議

一 流域治水に関する施策の決定及びその実施にはあたっては、**流域治水に係る計画のための協議会で住民、NPO等の多様な意見の反映を促す等により地域住民等の意向が十分配慮される**とともに、上流及び下流のそれぞれの地域の受益や負担が示される中で、円滑な合意掲載が行われるよう努めること。

環境分野の取り組みに関する附帯決議

三 **流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラの考えを普及**させ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献すること。

流域治水の推進にあたっては、

「計画策定にあたっての住民参画」
「治水(防災)と連携した環境分野の取り組み」

が重要

- 流域治水の取り組みを着実に進めていくためには、地域の協力が不可欠。
- また、被害の軽減のための対策として策定した、避難確保計画などについては、地域の防災リーダー等を中心とした計画作成や避難訓練を実施することにより、より実行性が高まることも期待される。
- 河川管理者としても、地域の住民に流域治水の取り組みを広く知って頂くような取り組みを行い、住民参画を促していく。

あらゆる関係者による協働



地域の防災リーダー等が中心となった避難計画作成や避難訓練



流域治水シンポジウム

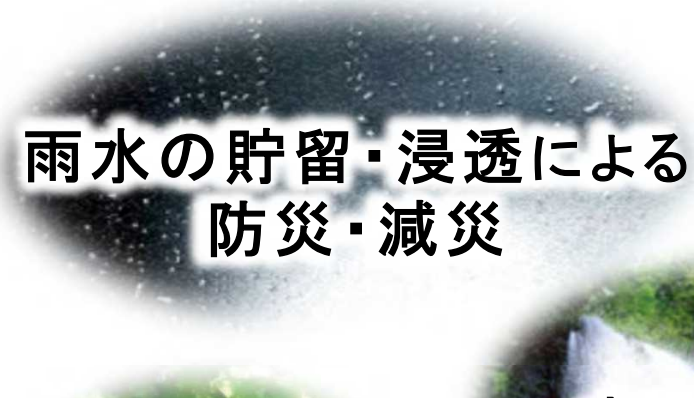
グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組

国土形成計画（平成27年8月閣議決定）

自然環境が有する多様な機能



植物の蒸発散機能を通じた
気温上昇の抑制



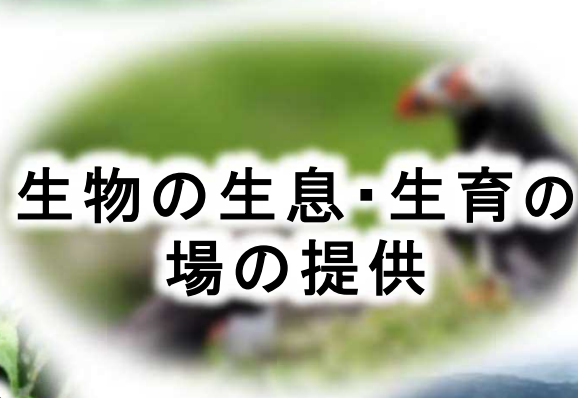
雨水の貯留・浸透による
防災・減災



水源涵養



水質浄化



生物の生息・生育の
場の提供



農作物の
生産



良好な
景観形成



土壌の
創出・保全

グリーンインフラがもたらす多面的な効果

従来から自然環境が持つ機能を活用し、防災・減災、地域振興、環境保全に取り組んできた

グリーンインフラで憩う



オープンスペースを活用した健康イベント（東京都立川市）

コロナ禍を契機として、**自然豊かなゆとりある環境で健康に暮らすことのできる生活空間の形成**が一層求められている

グリーンインフラでつなぐ



地域住民による緑地の維持管理（新潟県見附市）

グリーンインフラは、植物の生育など時間とともに機能を発揮。**地域住民が計画から維持管理まで参画**できる取組

令和元年東日本台風時に、公園と一体となった遊水地が鶴見川の水を貯留し災害を防止するなど、**気候変動に伴う災害の激甚・頻発化への対応**に貢献

グリーンインフラで守る



鶴見川多目的遊水地（神奈川県横浜市）

SDGs、ESG投資への関心が高まる中、人材や民間投資を呼び込む**イノベティブで魅力的な都市空間の形成**に貢献

グリーンインフラで呼び込む

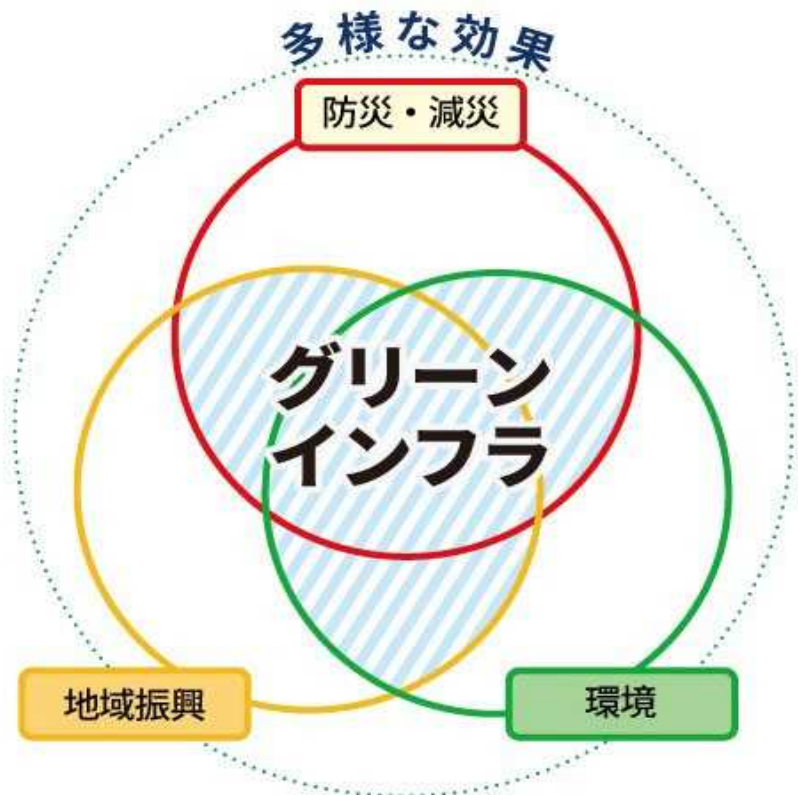


緑や水が豊かなオフィス空間の形成（東京都千代田区）

グリーンインフラの活用により、防災・減災、国土強靱化、新たな生活様式、SDGsに貢献する持続可能で魅力ある社会の実現を目指す

グリーンインフラを取り入れた流域治水

自然環境が有する多様な機能を活用し、
持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める
グリーンインフラを取り入れた流域治水の推進



河川環境分野で可能な取り組みの事例

流域治水プロジェクト × グリーンインフラ

防災・減災

環境

地域振興

- 貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を保全
- 治水対策における多自然川づくり
- 自然環境の保全・復元などの自然再生
- 健全な水循環系の確保(水環境)
- 生物の多様な生息・生育環境の保全・創出による生態系ネットワークの形成
- 魅力ある水辺空間・賑わい創出(かわまちづくり)
- 河川環境学習の促進
- インフラツーリズム事業者との協働による賑わい創出、地域活性化
- ミズベリング・プロジェクトの推進による賑わい創出、地域活性化

社会的課題

- ◎ 安全・安心で持続可能な国土
- ◎ 国土の適切な管理
- ◎ 生活の質の向上
- ◎ 人口減少・高齢化に対応した持続可能な社会の形成

自然環境が有する機能

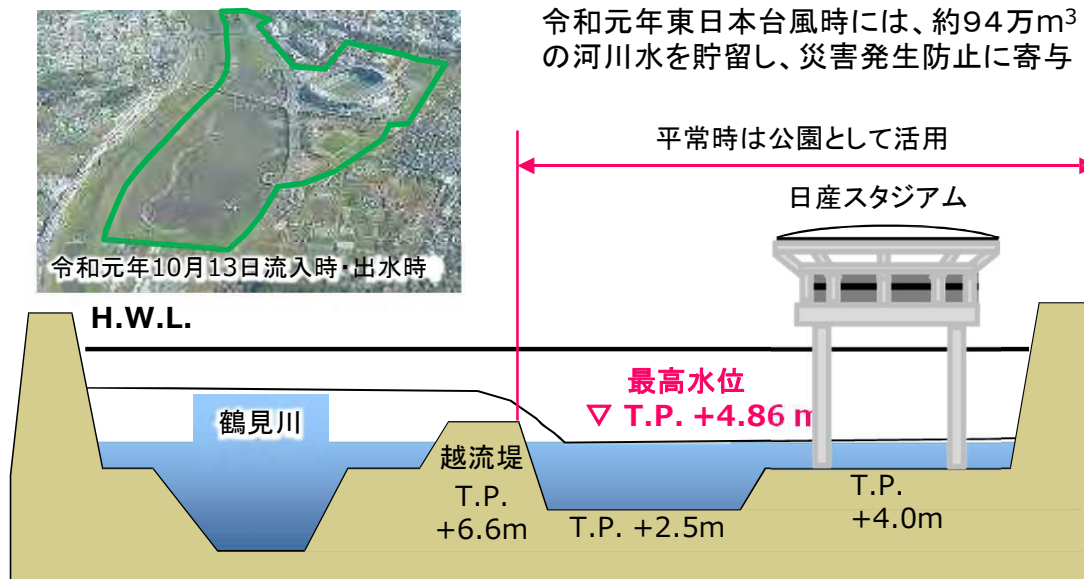
- ◎ 良好な景観形成
- ◎ 生物の生息・生育の場の提供
- ◎ 浸水対策(浸透等)
- ◎ 健康・レクリエーション等文化提供
- ◎ 延焼防止
- ◎ 外力減衰、緩衝
- ◎ 地球温暖化緩和
- ◎ ヒートアイランド対策等

※第4次社会資本整備重点計画、国土形成計画より、グリーンインフラに関連する課題を抜粋

流域治水×グリーンインフラの取組事例

- 鶴見川流域では、急激な都市化に伴い流域の保水・浸透機能が低下し、水害が頻発するようになった。
- 国と横浜市が連携し、スタジアムや芝生広場を有する都市公園等と一体となった遊水地を整備。平常時は都市の憩いの空間や多様な生物の生息場として機能。豪雨時には防災・減災に寄与。
- 令和元年東日本台風の際には、鶴見川の水を一時的に貯留することで周辺地域での災害発生を防止。

鶴見川多目的遊水地(神奈川県横浜市)



平常時はスポーツや環境教育イベントの場として活用されると共に、多様な生物の生息場としても機能



提供 (公財)横浜市スポーツ協会



約94万m³を貯留した
鶴見川多目的遊水地



対策のイメージ

※赤字は法改正における新規追加・拡充事項

【予算支援等】

- ・二級水系の事前放流に伴う損失補填
- ・河川管理者による放流施設整備

【税制支援】

- ・放流施設に係る固定資産税非課税措置

【予算支援等】

- ・地方公共団体による雨水貯留浸透施設整備支援
補助率：1/2
- ・国有地の無償貸付、譲渡

林野庁と連携

【治山】

荒廃森林を整備による流木発生源対策

【砂防】

砂防堰堤等の整備による、直接的な被害防止

農林水産省と連携

- ・活用先行事例とその支援策の情報提供
- ・治水効果の評価の実施、更なる運用の改善 等



【予算支援】

防災・安全交付金等による作成支援

【技術的支援】

- ・簡易手法の作成・公表
- ・国が取得した三次元の地形データ等の提供

【予算支援】

民間事業者による雨水貯留浸透施設整備支援
補助率：1/2補助

【税制支援】

固定資産税減免（1/2～1/6）
※課税標準を1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

【技術的支援】

河川管理者から高頻度で浸水する区域や水害リスクなどを

【予算支援】

地区施設（雨水貯留浸透施設等）の整備に係る補助
補助率：1/2 等

【予算支援】

施設の整備や嵩上げ等に係る補助
補助率：1/2
※1市区町村あたり10haまで

【予算支援】

浸水被害防止区域等からの移転に係る補助
補助率：3/4

【技術的支援】

都道府県による事業計画の策定

【予算支援】

- ・管渠やポンプ施設等の整備に係る補助率：1/2
- ・樋門等の電動化・無動力化・遠隔化に係る補助率：1/2

【技術的支援】

- ・計画降雨の設定に係るガイドライン
- ・樋門等の操作規則の作成基準の公表

制度運用のイメージ

流域水害対策協議会

(特定都市河川)

構成員：都道府県知事、市町村長、**河川管理者**、**水**水道管理者、
当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者
(その他、関係行政機関、学識経験者、**民間事業者等**、河川管理者が必要と認める者を構成員とすることができる。)

必要に応じて、
・学識経験を有する者の意見
・公聴会の開催等、流域内の住民の意見を反映させるために必要な措置

流域水害対策計画の策定（認定に関する基本的事項）

策定主体：都道府県知事、市町村長、**河川管理者**、下水道管理者
・**民間**の雨水貯留浸透施設による認定**貯留量**（〇〇m³以上）等を**明示**

雨水貯留浸透施設整備計画の申請

申請主体：民間事業者等

・施設の位置、規模、構造・設備、資金計画、
管理の方法及び管理期間が基準に適合

雨水貯留浸透施設整備計画の認定

認定主体：都道府県知事、政令指定都市・中核市の長

・認定事業者に対し、必要な助言及び指導

雨水貯留浸透施設の整備

整備主体：民間事業者等

・都道府県知事等は必要な助言・指導、報告の徴収、改善命令

(施設イメージ)



駐車場の地下に雨水貯留施設を設置した事例（奈良県）

予算・税制上の支援の内容

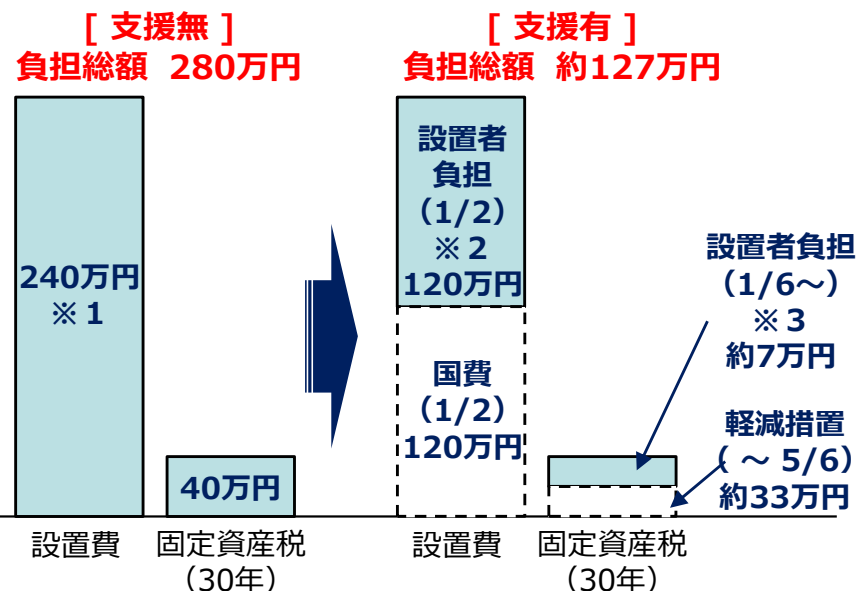
(予算)

国による施設設置費用への補助：国費 1 / 2

(税制)

固定資産税の課税標準を市町村の条例で定める割合（※）に軽減

（※）1/3を参酌して、1/6～1/2の範囲



※1 試算は、国管理河川の区間に約30m³の雨水貯留浸透施設を設置した場合。

※2 当該施設が都道府県又は政令市管理河川の区間に設置される場合、設置者負担分（1/2）の一部を都道府県又は政令市管理河川が負担。

※3 市町村条例において1/6の課税標準とした場合。

雨水貯留浸透施設の設置・管理の支援

- ・地方公共団体が、管理協定制により施設所有者等に代わって管理することも可能。
- ・日本下水道事業団が、委託により施設の設置等が可能。

◇下水道法の浸水被害対策区域においても、同様の認定制度を創設。

制度運用のイメージ

貯留機能保全区域の指定

流域水害対策協議会

構成員：都道府県知事、市町村長、**河川管理者**、下水道管理者、当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者（その他、関係行政機関、学識経験者、民間事業者等、河川管理者が必要と認める者を構成員とすることができる。）

必要に応じて、

- ・学識経験を有する者の意見
- ・公聴会の開催等、流域内の住民の意見を反映させるために必要な措置

流域水害対策計画の策定（**区域指定の方針等**）

策定主体：都道府県知事、市町村長、**河川管理者**、下水道管理者

- ・**河川管理者**、下水道管理者から必要な**情報提供**、**助言**等
- ↓
- ・指定方針・浸水想定を踏まえ、貯留機能保全区域（案）の検討・作成
- ↓
- ・市町村長への意見聴取
- ・土地の所有者の**同意**

貯留機能保全区域の指定

指定主体：都道府県知事等（政令市長、中核市長）

・規制内容

✓ 届出

盛土、堀の設置等を実施する場合、事前に都道府県知事等に**届け出**なければならない。

✓ 助言・勧告

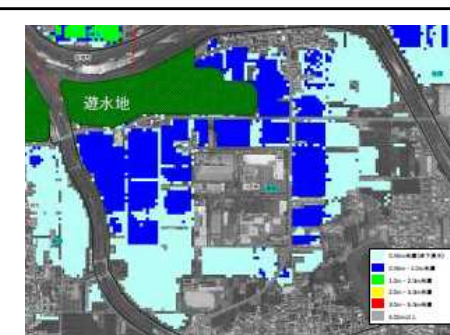
都道府県知事等は届出に対して必要な助言又は勧告をすることができる。

（保水・遊水機能を有する土地のイメージ）

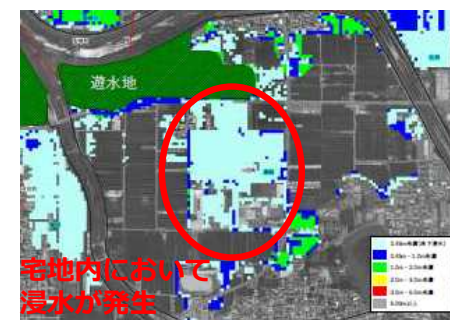


（貯留機能喪失による浸水被害拡大イメージ）

現状（宅地周辺の田畑にて湛水）



盛土後（田畑に1.5mの盛土）



制度運用のイメージ

浸水被害防止区域の指定

(特定都市河川法)

流域水害対策協議会

構成員：都道府県知事、市町村長、**河川管理者**、下水道管理者、当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者
(その他、関係行政機関、学識経験者、民間事業者等、河川管理者が必要と認める者を構成員とすることができる。)

必要に応じて、
・学識経験を有する者の意見
・公聴会の開催等、流域内の住民の意見を反映させるために必要な措置

流域水害対策計画の策定(区域指定の方針)

策定主体：都道府県知事、市町村長、**河川管理者**、下水道管理者

- ・**河川管理者**、下水道管理者から、高頻度浸水区域など浸水被害の**危険が著しく高いエリアの情報提供・助言**
- ↓
- ・指定方針・浸水想定を踏まえ、浸水被害防止区域(案)の検討・作成
- ↓
- ・公衆の縦覧、住民等の意見書提出
- ・市町村長への意見聴取

浸水被害防止区域(区域・基準水位(浸水深))の指定

指定主体：都道府県知事

- (概要) ○住宅・要配慮者施設(※)等の安全性を事前確認(許可制)
- ー許可権者：都道府県知事、政令指定都市・中核市の長
 - ー開発行為(住宅(非自己)・要配慮者施設)
 - ・擁壁の設置等、土地の安全上必要な措置
 - ー建築行為(住宅・要配慮者施設)
 - ・居室の床面の高さが基準水位以上
 - ・洪水等に対して安全な構造(倒壊しない構造)

(※) 要配慮者施設：高齢者、障害者、乳幼児等特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設

防災集団移転促進事業の実施

(防集法)



浸水被害防止区域から
安全なエリアへ移転も

予算・税制上の支援

(予算)

住宅団地の整備や住居の移転等
：地方公共団体に3/4補助。残る1/4についても地方財政措置。

(税制)

移転促進区域内の土地等を地方公共団体に譲渡
：譲渡所得の2,000円控除(所得税・法人税)

事業の担い手支援

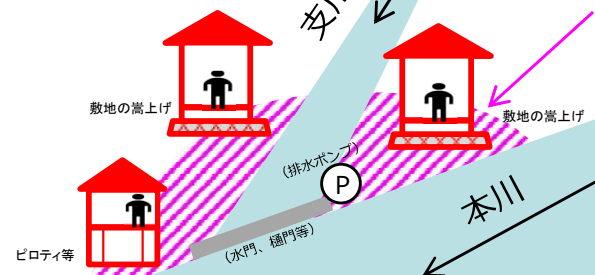
- ①都道府県による事業の計画策定
- ②URによる事業の計画策定・事業実施の本来業務化



(区域イメージの例)

「浸水被害防止区域」

(洪水等が発生した場合に建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがある区域)



(1) リスク情報空白域の解消

- 想定最大規模の降雨に対応した**ハザードマップ作成エリア**（洪水浸水想定区域）を、現行の大河川等から住宅等の**防護対象のある河川流域に拡大**（水防法）
※同様の考え方により、雨水出水及び高潮についても拡大

【浸水想定区域図の作成支援】

<財政的支援>

- ・浸水想定範囲の設定に対する**防災・安全交付金等**による支援

<技術的支援>

- ・簡易に浸水想定範囲を計算するための「**手引き**」の作成・公表
- ・国が取得した**三次元の地形データ**（LP データ等）の提供

等

【ハザードマップの作成支援】

<財政的支援>

- ・**防災・安全交付金**による支援

<技術的支援>

- ・水害ハザードマップ作成の**手引き**の公開
 - ・ハザードマップ作成・活用に関する**相談窓口**の設置
 - ・ハザードマップ**作成支援ツール**（国土地理院の地図を活用し容易に作成可能）の提供 等
- <ハザードマップ作成支援ツールの概要>



地域と連携したハザードマップの点検事例
（北海道開発局・札幌市）

地図上に記載する情報

- ・河川管理者等が提供する浸水想定区域図の電子データ
- ・市区町村が有する避難場所・避難経路の情報 等

支援ツールが区域図や避難場所を地図上に自動で反映



市町村職員

<まるとまちごとハザードマップ設置例>



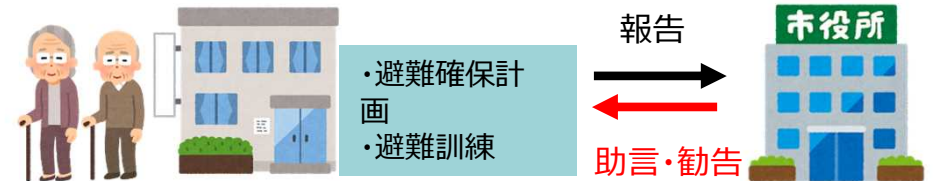
【ハザードマップの周知徹底】

<具体的な取組例>

- ・ハザードマップ**利活用事例**（避難訓練で活用等）の提供
- ・**政府広報番組**や、台風接近時における国土交通省・気象庁の**合同会見**等を通じた活用の呼びかけ
- ・**まるとまちごとハザードマップ**の取組支援
- ・マイ・タイムラインの**ワークショップ**等開催支援。取組拡大に向けた、講師等を担う**気象キャスター等**を対象とした**研修会**の開催

(2) 要配慮者利用施設に係る避難の実効性確保

- 要配慮者利用施設に係る**避難確保計画**や**避難訓練**に対し、**市町村が助言・勧告**（水防法、土砂災害防止法）



要配慮者利用施設

（社会福祉施設、学校、医療施設）

市町村長

※今回の法改正以前は、「避難確保計画」に係る「報告義務付け」のみが措置されていた

【避難確保計画の作成支援】

- ・市町村による施設管理者向け講習会をサポートするため、国による**計画作成マニュアル**や**講習会開催マニュアル**の作成・周知
- ・**厚生労働省・文部科学省と連携**して、都道府県を通じて施設管理者に対し、計画作成を**促進** 等

【市町村に対する支援】

- ・助言・勧告に係る市町村向けの**チェックリスト等**を作成し、助言・勧告のポイントを周知
- ・チェックリストやマニュアルに関する市町村への**研修**等の実施
- ・市町村における福祉部局と防災部局等との連携等に関する助言 等



市町村による講習会開催の様子